

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年9月30日（平成28年（行個）諮問第149号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行個）答申第43号）

事件名：本人の申出に係る東京労働局長の助言・指導処理票等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求人が特定年月日に、産業医の暴言等の、助言・指導に関する資料一式。ただし、開示請求人が提出した資料は除く。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が平成28年4月15日付け東労発総個開第27-952号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の

・ 1行目～4行目 「開示請求に係る～部分を不開示とした」

相手方の法人は、正当な行為をしたと主張しており、開示したとしても権利利益は全く害されない。よって不開示に当たらない。

・ 5行目～7行目 「また、当該保有個人情報には、～害するおそれがある情報」

上記と同様に正当な行為であれば、利益は全く害されない。よって不開示に当たらない。

・ 7行目～9行目 「また、行政機関の要請を受けて、～部分を不開示とした」

「開示しないと条件で任意に提供されたもの」とあるが、開示されないという事をいい事に、うその情報を提供して、自らを正当化している。

即ち、うそを言おうが、何をしようが、やりたい放題である。

労働者の助言・指導において、任意に提供された情報で、当事者双方の主張の食い違いがあり、どちらかがうそをついている事となる。

そのため、双方の主張を明らかにするため、全開示すべきである。

その事により、この問題が解決する糸口になる。

- ・ 8行目～9行目 「通例として開示しない～部分を不開示とした」  
通例として開示しない→悪しき通例であり、正す必要がある。

うそをついて正当化する法人に対しては、積極的に全開示すべきである。

それにより、労働局の助言・指導で解決できる件が増え、労働者の保護につながる。又、法人の正当な行為の抑止力にもなる。

- ・ 10行目～12行目 「さらに、当該保有個人情報には、～部分を不開示とした」

法人の情報ほうそであり、国の事務の適正な遂行を妨害している。

法人が非を認め当事者間で解決しているのであれば、不開示でもよいが、双方の主張が食い違い解決していないのだから、法人側の主張が正当であれば全開示すべきである。又うそを言っているのであればどれだけのうそなのか分かる様に全開示すべきである。

- ・ 補足

法人の情報がうそであることは、当事者の会話の録音で明らかである。

どちらがうそを言っているのか、厚生労働大臣に直接聞いていただきたい。

口うらを合せ、組織的に、たくみにうそをついて、正当化すれば、それがまかり通る様であってはならない。労働者一人でも正しい主張が認められるようにしてほしい。

うそをつけば得をするのであれば誰でもうそをつく。

## (2) 意見書

理由説明書 「2 理由(3) 不開示情報該当性について」

### ア 法14条2号について

労働局長の助言・指導申出票の通り、現在私は休職中です。原因は産業医の暴言及び会社側の正当化・責任転嫁するうその主張によるものです。

これにより通院している病院の主治医より、労災の申請をしても良いとの判断があり、特定労基署(担当A氏)に労災申請しました。

健康を害したのはこれらが原因なのは明らかであり、今後も同じ様な暴言やうそが続けば復帰し、生活していく事は困難です。又、健康を取り戻し、復帰するには原因究明が不可欠です。よって法14

条2号口に該当し健康・生活の保護をするため開示の必要性があります。

イ 法14条3号イ及びロについて

上記同様、健康・生活の保護のため開示の必要性があります。

又、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものイに該当するならば、何らかの助言・指導をされているはず、特に助言・指導されていないのだから不当なことはないのだから、利益を害するおそれはない。よってイには該当しません。

本件は双方に食い違いがあり、未解決です。当事者が知りえない情報を残したまま終わらせは助言・指導の意図する所ではないはずで、そもそも開示しない前提で得た情報があるのに未解決では、本末転倒であり、当時の状況等に照らして合理性はありません。よってロにも該当しません。

ウ 法14条7号柱書きについて

会社側の主張は保身のために正当化・責任転嫁するうそであり、助言・指導の制度を欺いている。

即ち、助言・指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼしている情報です。ぜひ会話の録音を聞いて保護すべき情報か否か判断して下さい。

紛争の自主解決する気のない会社に対してはうその主張を全開示する事により同じ様にうその情報をちゅうちょし提供しない等抑止力になり、双方の食い違いがなくなり助言・指導の制度で解決できるようになると考えます。

双方の一方向な主張を確認しているだけでは、事実確認とは言えません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きの規定に基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 理由

(1) 個別労働紛争解決制度について

個別労働紛争解決制度は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号。以下「個別労働紛争解決促進法」という。）に基づき、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、労働者、事業主等の相談に応じ、必要な情報提供を行うほか、紛争当事者の求めに応じて都道府県労働局長に

よる助言・指導（以下「助言・指導」という。）、さらには紛争調整委員会によるあっせん（以下「あっせん」という。）を実施するものである。

助言・指導は、個別労働紛争解決促進法4条に基づいて、個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合に、紛争当事者に対して必要な助言又は指導を行う制度である。

紛争当事者より助言・指導についての申出の受付を行った場合、基本的には事実関係を調査・整理した上で、法令、判例等に基づき、また、必要に応じて専門的知識を有する者の意見等を参考にして、紛争当事者に対し、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進することとしている。

## （2）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、個別労働紛争解決促進法に基づいて紛争当事者から原処分庁に対して申出があった助言・指導に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし4の文書（以下、第3においては「対象文書」という。）である。

対象文書は、以下のアないしエの文書に分類され、その概要は次のとおりである。

### ア 助言・指導処理票

助言・指導処理票とは、紛争当事者から申出のあった助言・指導の手続の開始から終了に至るまでの処理内容を記録した文書であり、受付番号、受付年月日、受付者、申出人及び被申出人の氏名・住所・電話番号、労働者の就労状況、業種・事業内容、労働者数、労働組合の有無、申出内容、担当者職氏名、終了日、終了の区分、あっせんへの移行の有無、事情聴取書添付の有無、資料添付の有無及び処理経過等が記載されている。

### イ 被申出人から提出された文書

被申出人から提出された文書には、本件紛争に対する被申出人の主張が記載された文書、当該主張に付随する添付資料等がある。

### ウ 助言・指導の処理に係る事務連絡文書

助言・指導の処理に係る事務連絡文書には、被申出人に対する来局依頼等がある。来局依頼は、紛争当事者からの申出を受けて、被申出人より事情聴取等を行うため、来局を求める通知文書であり、申出内容、来局依頼日時、担当者等が記載されている。

### エ 労働局長の助言・指導申出票

労働局長の助言・指導申出票とは、都道府県労働局長に助言・指導を申し出る際に提出された文書であり、申出人の氏名・生年月日・連絡先、申出内容及び被申出人の名称・所在地・代表者氏名等が記

載されている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号について

原処分において不開示とした対象文書1の①は、助言・指導の被申出人である当該特定事業場の担当者の職氏名が記載されており、これらは審査請求人以外の個人に関する情報である。

これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であって、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書でないしハのいずれにも該当しない情報であることから、原処分において不開示としたことは妥当である。

イ 法14条3号イ及びロについて

原処分において不開示とした対象文書1の②ないし⑩及び対象文書2は、助言・指導の被申出人である当該特定事業場の主張等及び提出資料である。

これらの情報は、法人に関する情報であって、開示することにより、当該特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、また、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法14条3号イ及びロに該当し、原処分において不開示としたことは妥当である。

ウ 法14条7号柱書きについて

原処分において不開示とした対象文書1の②ないし⑩及び対象文書2は、助言・指導の被申出人である当該特定事業場の主張等及び提出資料である。

これらの情報は、国の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、被申出人が助言・指導に係る当該特定事業場の主張、事実関係の調査・整理等への協力や助言・指導による紛争解決を図ることそのものを躊躇するなど、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度の助言・指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法第14条7号柱書きに該当することから、原処分において不開示としたことは妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「(前略)相手方の法人は、正当な行為をしたと主張しており、開示したとしても権利利益は害されない。よって不開示にあたらぬ。(中略)労働者の助言・指導において、任意に提供された情報で、当事者双方の主張の食い違いがあり、どちらかがうそをついている事となる。そのため、

双方の主張を明らかにするため、全開示すべきである。(中略)うそを  
ついて正当化する法人に対しては、積極的に全開示すべきである。(中  
略)法人が非を認め当事者間で解決しているのであれば不開示でもよい  
が双方の主張が食い違い解決していないのだから、法人側の主張が正当  
であれば全開示すべきである。又うそを言っているのであればどれだけ  
のうそなのか分かる様に全開示すべきである。」と主張しているが、上  
記(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示  
請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判  
断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の  
開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

### 3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考  
える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月14日 審議
- ④ 同月28日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年6月1日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月15日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「開示請求人が特定年月日に、産業医の暴言  
等の、助言・指導に関する資料一式。ただし、開示請求人が提出した資料  
は除く。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に  
掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号  
イ及びロ並びに7号柱書きの不開示情報に該当するとして不開示とする原  
処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、本件  
対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当  
性について、以下、検討する。

#### 2 不開示情報該当性について

##### (1) 別表の1欄に掲げる文書1の不開示部分について

##### ア 文書1の①について

当該部分は、あっせんの被申請人の出席者の職氏名であり、法14  
条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であつ

て、特定の個人を識別することができるものに該当する。

あっせんの被申請人の参加者が誰であるかは審査請求人が知り得る情報であるとはいえないことから、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書1のその余の部分について

当該部分は、あっせんの被申請人からの聴取内容である。

強制的な手段を持たない個別労働関係紛争のあっせん制度は、もともと当事者間に紛争が生じている中、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促すものであるから、当該部分を開示すると、被申請人が申請人の反応を考慮して、あっせん委員による意見聴取への協力や、あっせんへの参加そのものをちゅうちょする等により、国の機関が行う個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の1欄に掲げる文書2の不開示部分について

当該部分は、あっせんの被申請人の提出資料であり、上記(1)イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 対象文書名及び頁			2 不開示を維持する部分	3 該当条文
番号	対象文書名	頁		
1	助言・指導 処理票	1か ら5	① 3頁「処理経過」欄11行目 ないし12行目	14条2号
			② 3頁「処理経過」欄14行目 ないし22行目8文字目	法14条3号 イ及びロ並び に7号柱書き
			③ 3頁「処理経過」欄24行目 19文字目ないし25行目6文 字目	法14条3号 イ及びロ並び に7号柱書き
			④ 3頁「処理経過」欄28行目 5文字目ないし22文字目	法14条3号 イ及びロ並び に7号柱書き
			⑤ 3頁「処理経過」欄31行目 ないし32行目	法14条3号 イ及びロ並び に7号柱書き
			⑥ 4頁「処理経過」欄1行目な いし3行目2文字目	法14条3号 イ及びロ並び に7号柱書き
			⑦ 4頁「処理経過」欄4行目1 3文字目ないし20文字目	法14条3号 イ及びロ並び に7号柱書き
			⑧ 4頁「処理経過」欄6行目1 2文字目ないし17文字目	法14条3号 イ及びロ並び に7号柱書き
			⑨ 4頁「処理経過」欄12行目 ないし32行目	法14条3号 イ及びロ並び に7号柱書き
			⑩ 5頁「処理経過」欄3行目な いし4行目4文字目	法14条3号 イ及びロ並び に7号柱書き
			⑪ 5頁「処理経過」欄6行目な いし7行目	法14条3号 イ及びロ並び に7号柱書き

2	被申出人提出資料	6から99	全部	法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き
3	被申出人への来局依頼	100	なし	なし
4	労働局長の助言・指導申出票	10から112	なし	なし